

令和5年8月16日

御浜町町長 大畑 寛 殿

## 提 言 書

三重県鈴鹿市平野町1360-7  
NPO 法人グリーン Net  
理事長 武藤安子

### 御浜町 第6次総合計画 課題 「野良猫の繁殖や多頭飼育の崩壊等の未然防止」について

当会に寄せられた町民の声と担当課へのヒアリングから、町主導による猫排除、餌やり排除が進められている現状を確認しました。今後ますます深刻化していくであろう野良猫の繁殖や多頭飼育崩壊に対し、有効ではないと考えます。行政と猫、給餌者との間にある意識の違いを整理し、効率的で効果的な施策への転換が必要です。

私たちは、「誰もが安心して暮らせる」「快適な居住環境」に向けたまちづくりの一助となるよう、次の通り提言致します。

#### ■ 目指すところは、トラブル解消 誰もが暮らしやすい町へ

##### 改善ポイント① 猫の習性を理解し、効果のある対策を講じること

まず知っていただきたいのは、**エサやり禁止で猫は減らないこと**。  
ガリガリになって痩せていく姿に知らん顔できず、給餌を続けてくださる優しい人は多いものです。猫は人の生活圏に生息し、人に餌をもらいながら生きています。そのため、いくら排除しようとしても効果が表れにくいのです。

したがって、**不妊手術を施して一代限りの命にすることが繁殖を食い止める唯一の手段です**。

##### 改善ポイント② 給餌が繁殖の原因ではないことを理解すること

まず認識していただきたいことは、**給餌者が猫を増やしているのではないこと**。  
給餌によって猫の命を繋いでいるのは確かです。しかし、給餌者が交尾をするわけでもなく、産んでもいません。また、不妊手術を妨害したのならともかく、給餌者が猫を増やしたという事実は認められません。

また、広報の「給餌が繁殖の機会を与える」も誤認です。メスが発情するとその匂いや声にオスが反応して行動する生態から、繁殖行動に給餌は関係しないと

言えます。「不妊手術をしていない猫がいるから繁殖する」これが事実です。

### 改善ポイント③ 給餌をしている猫の室内飼育を勧めないこと

多頭飼育崩壊の多くが、近隣からの苦情や役所の指導で家に入れた事が引き金になっています。保健所の殺処分が依然として行われているため、いざ崩壊したら飼育猫として殺処分になるでしょう。また、糞尿・物損等のクレームがあるとしても、給餌者に室内飼育を要請する法は存在せず、圧力となる広報や指導は不適切。その場しのぎの駆除策であり、有効な行政指導とは言えません。

### 改善ポイント④ 給餌者に責任転嫁しないこと

猫による糞尿や物損は、誰のせいでもありません。誰の支配下にもなく、行動をコントロールできるわけでもない猫のしたことについて、給餌者に責任があるかのような広報や指導は不適切です。

猫による糞尿や物損を【被害】と煽れば、対する加害者を作り、地域のコミュニティが壊れていきます。ヒトはあらゆる生き物と共存しているのですから、その生態・習性によるものは自然なこととして受け入れること。そのような思考と寛容さは、自然と共に生きていく私たちに必要な概念です。

### 改善ポイント⑤ TNRに繋げ、サポートをすること

まず認識しなければならないことは、給餌者の協力なしに効率的に漏れなく手術することは難しく、給餌者は不可欠な存在であるということ。

現在、県が繁殖制限に効果のある TNR(捕獲→不妊手術→元の場所に戻す)を事業として支援しています。しかし貴町では、猫を排除する意識が強いため、意図的にこの支援を遠ざけているとすら感じます。不妊手術が遅れ、猫が増えてしまう事態を招くより、給餌者に協力を得ながら、効率的に TNR を進めることが必要です。貴町には、保健所の「TNR 事業に繋げること」や「地域への周知・啓発」の役割を担っていただきたいと思います。トラブル解消の重要なポイントは、ゆるぎない姿勢で地域に浸透させること。

---

以上5つの改善ポイントを、「誰もが暮らしやすい町」の猫対策としてぜひお役立てください。

---

〈参照〉

第6次 御浜町総合計画 3-3調和のとれた土地利用と快適な居住空間の整備  
広報みはま 令和4年12月発行「猫の飼い方についてお知らせします」  
防災行政無線通信依頼書（令和5年6月8日依頼）